

# 令和元年第9回東大和市議会厚生文教委員会記録

令和元年12月13日（金曜日）

## 出席委員（6名）

委員長	実川圭子君	副委員長	木戸岡秀彦君
委員	上林真佐恵君	委員	中村庄一郎君
委員	森田博之君	委員	大川元君

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（2名）

議長	中間建二君	1番	二宮由子君
----	-------	----	-------

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

## 出席説明員（7名）

副市長	小島昇公君	教育長	真如昌美君
子育て支援部長	吉沢寿子君	学校教育部長	田村美砂君
学校教育部参事	佐藤洋士君	子育て支援部 副参事	榎本豊君
学校教育部 副参事	吉岡琢真君		

## 会議に付した案件

- (1) 座席の変更について
- (2) 第60号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例
- (3) 元第5号陳情 子どもの権利条例にかかわる陳情
- (4) 所管事務調査

「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて

午前 9時30分 開議

○委員長（実川圭子君） ただいまから令和元年第9回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

---

○委員長（実川圭子君） 初めに、座席の変更についてを議題に供します。

お諮りいたします。

ただいま御着席のとおり、委員の座席を変更したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（実川圭子君） 次に、第60号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） おはようございます。

今回の東大和市いじめ防止対策推進条例についてですけれども、東大和市では毎年、いじめ防止のシンポジウムを開催しておりますけれども、私も参加をして、子供たちの取り組みに感動しております。

全国的にいじめが社会的問題になっておりますけれども、いじめをなくす、またいじめないを実現するためには、これを前に進めていくためにも今回の条例は必要だと私は考えております。

ここで幾つか質問したいと思うんですが、まず1点目として、当市の条例について参考とした自治体があるのか、お伺いをいたします。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 東大和市いじめ防止対策推進条例の参考とした自治体についてであります、東京都を初め、近隣市において制定している条例を参考としております。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 私も確認したところ、多摩の26市では10市が条例を制定をしておりますけれども、本市として何かこの条例に関して特徴はあるのか、お伺いをしたいと思います。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 本市としてこの条例を参考したものというところでありまして、まず、基本的には国の法令、そして東京都の条例、これをベースに考えてございます。それ以外の部分について独自のものというのは基本的には国及び東京都の中身を踏まえた形というところでありまして、大きな特徴という点においては大きなものとして示せるところはないのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） 国、東京都の条例に基づいてということだと思いますけれども、続いて、いじめと認知されている範囲についてなんですけれども、これは何を以て認知とするのか、お伺いをしたいと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 法に規定されているいじめの範囲についてであります、いわゆる社会通念上のいじめの範囲よりも極めて広く、その行為を受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じた場合は、いじめに該当いたします。

いじめの認知につきましては、一人一人の児童・生徒の状況から苦痛に感じていないかどうかというきめ細やかな視点から学校が組織的に事情を確認し、いじめに該当するかを判断し、認知していくということになります。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 子供が苦痛を感じたときという部分なんですけども、これは昨年、平成30年7月に東京都教育委員会いじめ問題対策委員会がございまして、東京都内の公立学校におけるいじめ防止にかかわる取り組みの進捗状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策ということを答申を出されておまして、その中でいじめに対して、行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行動が人権意識を欠く言動である場合などはいじめと認知する必要があるとされているんですね。これに関して当市ではどのように捉えますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 今お話のあったとおり、故意でなかったとしても児童・生徒が苦痛に感じている場合、それはいじめということで認知をして対応していくということになります。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） これは苦痛を感じていない場合であっても、やはり加害の行動が人権意識を欠くという行動、そういうことなんですけども。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 大変失礼いたしました。

おっしゃるとおり、苦痛を感じていない、被害者である児童・生徒が苦痛を感じていない場合であっても人権を欠く行為であるならば、それを見た教員、児童・生徒がいじめとして対応していくということになっております。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） わかりました。ありがとうございます。

続いて、東大和定例会で提出されました、この第3条の2についてなんですけども、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめ…その中でそれぞれ児童等とされておりますけども、この児童等という、児童のほかに誰か対象となるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 本条例の第2条にございますが、ここで用語の意義について定義をしているところでありますが、この(3)と(4)を踏まえて示しているとおおり、市内小中学校に在籍する児童・生徒のことを児童等については示しているというところがございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 続いて、第3条の3についてなんですけども、いじめの防止対策は学校全体で組織的に取り組むことを旨として行わなければならない。これに類似して、また7条では学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとありますけれども、これを実現するためにどのように取り組んでいくのか、お伺いをしたいと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 初めに、第3条の3の基本理念についてでございますが、これを実現していくためには、各学校の実態を踏まえて策定した学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策委員会を中心にいじめの未然防止及び早期発見、早期対応を組織的に取り組んでいくことが必要であるというところがございます。

続きまして、第7条に示す学校及び学校の教職員の責務についてでございますが、いじめの未然防止及び早期発見のためには、定期的なアンケート調査等が必要になると認識しております。

現在市の取り組みとして、市内全ての学校においていじめ防止を目的として、児童・生徒及び保護者にアン

ケートを実施しております。また、一部の中学校においては、市の取り組みとは別に毎月アンケートに取り組んでいる学校もございます。

今後につきましては、東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会、本条例において設置いたしますが、この委員会において調査等含めて、市の取り組みや各学校の取り組みを検証し、取り組みの強化を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） わかりました。アンケートも定期的を実施してるということで、やはり定期的な調査というのは本当に必要ではないかと思えます。あとやっぱり大事なのは、相談しやすい体制をつくるということがすごく非常に大事ではないかなと思えます。

次に、第12条のところの重大事態ということですけど、これ具体的にどのようなことをいうのか、お伺いをしたいと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 重大事態の具体的な事例についてでございますが、文部科学省が策定したいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに示されております例示といたしましては、児童が自殺を企図した場合、リストカット等の自傷行為や暴力を受け骨折したなどの心身に重大な被害を負った場合、金銭を強要されるなど金品等に重大な被害をこうむった場合、いじめにより転学等を余儀なくされた場合などがございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） わかりました。

最後に、先日東大和第一中学校で、本市出身の岩隈投手が来まして、「BE A HERO」ということで、いじめをなくそうプロジェクトということで、いじめのヒーローになろうということで開催されて、私も参加させていただきましたけども、子供たちの積極的な質疑に関心の深さがうかがえたと思うんですけども、このプロジェクトに関しては広くこういう内容等を伝える必要があると思うんですけども、この点について教育長はどのように捉えているのか、お伺いをしたいと思います。

○教育長（真如昌美君） これまでいじめに対しては、学校の中でだとか、あるいは広くても教育委員会の中で検討させていただくような流れを持ってございましたけれども、今回岩隈選手のような、私たちがふだん会うことができない方についてのお考えを子供たちと一緒に聞くことができ、いじめ防止についての重大性といえますかね、そういったことを私たちだけじゃなくて広くいろんな方も大きな課題として受けとめているんだということはしっかりと子供たち受けとめて帰ったというふうに思います。

そういった意味では、ふだん話を聞くだけではなくて、よくいろんなところに行っているいろんなことを勉強しながら、いじめについて考えていく、そういう機会は今後も大事にしていかなければならないなというふうに思っているところであります。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） それでは、何点かお聞きしたいと思います。

まず、いじめの問題というのは大きな視点で考えていくというか、構えてしまっていくと、子供の人権を守り通すという立場で考えていくことが大変必要であるというふうに思っております。

そのような意味から考えたときに、国際的には子どもの権利条約が1989年に国連で採択されて、日本においても1994年に批准されているわけでありましてけれども、今回、東大和市いじめ防止対策推進条例を見ますと、

児童・生徒の人権重視という視点からの記載については、そこまで踏み込んだものになっていないというふう  
に感じるところもあるわけであります。

そこでお聞きしたいのですけれども、今回いじめ防止対策推進条例と子どもの権利条約との関連をどのよう  
に考えていけばよいのか、この点について御説明をいただきたいと思います。これがまず1点目です。よろし  
くお願いします。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** いじめ防止対策推進条例と子どもの権利条約との関連についてであります  
が、子どもの権利条約につきましては、18歳未満の子供について、大人同様一人の人間として人権を認めると  
ともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子供ならではの権利等が定められております。

いじめ防止対策推進条例についてであります。本条例の上位規定に当たるいじめ防止対策推進法の目的に、  
児童等の尊厳を保持するためという児童・生徒の人権に係る趣旨が明記されており、本条例におきましても、  
その趣旨を踏襲しております。

こうしたことから、いじめ防止対策推進条例を定め、その適切な運用を図ることで子どもの権利条約で定  
めている原則、例えば命を守られ、成長できることや差別のないことなどにもつながるものと考えております。

したがいまして、いじめ防止対策推進条例は、子どもの権利条約の趣旨である子供の人権尊重について、児  
童・生徒のいじめを防止するという点から推進していくものと考えております。

以上でございます。

○**委員（中村庄一郎君）** それでは次に、重大事態、これについて対応についての規定があるわけですが、  
そもそも重大事態とは、国などにおいてはどのように規定されているのでしょうか。また、重大事態の具体的  
な事例などがあればあわせて教えていただきたいと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 重大事態に係る規定につきましては、いじめ防止対策推進法第28条第1項  
に2点規定されてございます。

1点目が、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある  
と認めるとき。」2点目が、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを  
余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」となっております。

重大事態の事例については、先ほども申し上げましたが、より具体的に申し上げますと、例えば児童・生徒  
が自殺を企図した場合においても、軽傷で済んだものの自殺を企図したのも重大事態と捉えております。

また、心身に重大な被害を負った場合というものにつきましては、例えばリストカットなどの自傷行為を  
行ったとか、暴力行為を受け骨折した、投げ飛ばされ脳震盪となった、殴られて歯が折れた、こういったもの  
がございます。

そのほか金品等に重大な被害をこうむった場合というものにつきましては、例えばスマートフォンを水に浸  
されて壊されたといったケースがございます。また、複数の生徒から金品を強要され総額1万円を渡したとか、  
こういった事例がございます。

以上でございます。

○**委員長（実川圭子君）** 発言があるようでしたら。

○**委員（中村庄一郎君）** ありがとうございます。

最近のニュースなんかでもね、金品の関係のことなんかも出ておりましたけども。

次に、いじめ防止対策推進条例第9条の規定により策定する東大和市いじめ防止対策推進基本方針、これに

ついて次の2点を確認したいというふうに思っております。

まず1点目は、この方針は誰がどのように策定していく予定なのでしょうか。

2点目は、この方針に盛り込んでいく内容をどのように想定しているのか教えていただきたいと思います。

以上2点お願いします。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 東大和市いじめ防止対策推進基本方針の策定に係る御質疑でございますが、1点目の策定方法につきましては、まず教育委員会で事務局案を策定いたしまして、事務局案に対する意見等を校長会や、本条例により設置するいじめ問題対策連絡協議会及び教育委員会いじめ問題対策委員会に諮りながら策定していくことと考えています。

2点目の方針の内容につきましては、方針策定の意義やいじめ防止等のための対策に関する基本理念とともに、いじめ問題への基本的な考え方や教育委員会における取り組み、小中学校における取り組み、家庭、地域における取り組みなどの事項について策定することを考えております。

以上でございます。

○**委員（森田博之君）** 本条例第3条、第4項でございますが、基本理念として「いじめの防止等のための対策は、学校に加え、市、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。」とあります。この理念を実現されるためには、本条例について市民や保護者等の協力を求めるための周知が必要と考えますが、どのように周知していくのか、予定があればお聞かせください。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 本条例の周知についてでございますが、市民に対しましては、令和2年1月を目途に市報や公式ホームページで周知する予定としております。

また、児童・生徒の保護者等につきましては、本条例の内容等を中心として記載したPR誌を作成し、これも令和2年1月中を目途に配布する予定としております。

以上でございます。

○**委員（森田博之君）** ありがとうございます。

本条例により設置されるいじめ問題対策連絡協議会及び教育委員会いじめ問題対策委員会は、それぞれの会議を毎年度どれくらい開催する予定なのでしょうか。また、具体的にどのような内容に取り組んでいくのか、御説明をお願いいたします。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 東大和市いじめ問題対策連絡協議会及び東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会の開催予定につきましては、令和2年1月1日の条例及び規則の施行後、直ちに準備を開始しまして、いじめ問題対策連絡協議会、教育委員会いじめ問題対策委員会ともに令和2年2月を目途に開催ができればと考えております。

また、令和2年度以降につきましては、それぞれ年2回の開催を予定しているところであります。

また、いじめ問題対策連絡協議会の取り組みにつきましては、市、教育委員会、または学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項等についての協議が中心となります。

教育委員会いじめ問題対策委員会の取り組み内容につきましては、いじめの防止等のための対策の推進についての調査、審議のほか、重大事態が発生した場合には事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告していただくということになっております。

以上でございます。

○委員（森田博之君） 会議の開催予定及び予定する会議内容については理解いたしました。

それでは、いじめ問題対策連絡協議会及び教育委員会いじめ問題対策委員会は、それぞれどのような職のある人をお願いする予定なんでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） いじめ問題対策連絡協議会及び教育委員会いじめ問題対策委員会の委員についてであります。いじめ問題対策連絡協議会の委員につきましては、学校の教職員、教育委員会の職員、小平児童相談所の職員、東大和警察署の署員、その他関係者を予定してございます。

また、教育委員会いじめ問題対策委員会の委員につきましては、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者ということで、具体的には大学教授、弁護士、臨床心理士、児童福祉司などに就任を依頼したいと考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） それでは、何点か質疑をさせていただきます。

いじめは本当に深刻化してしまっていて、いじめなくしたいという気持ちは本当に私も強く思っています。

先ほどほかの委員からもありましたけれども、どうしたらいじめをなくせるのかというのを考えたときに、それはやっぱり子供の人権を守る、まず人権を守ることが大切ではないかというふうに思います。

私も自分を振り返ってみると、私が小学生のころからやっぱりいじめの問題というのはあったわけで、それがいまだに解決してなくて、さらに深刻化してるといような状況もあって、本当にいじめなくしていきたい、子供の世界だけじゃなくて、大人の世界からもいじめをなくしていきたいという、そういう思いは本当に一緒です。

ただ、条例をつくることそのものに反対するわけではないんですけども、条例を制定することでいじめ本当に防止していくということであれば、条例自体に反対するものではないんですけども、ただ本条例には私にとっては問題だなと思われることが含まれているというふうに思いますので、何点か質疑をさせていただきます。

長い間、いじめを解決しようと皆さん思っているけど、なかなか解決できないという、そういう現状があって、やはりどうしたらいじめなくしていけるのか、現場の教職員の皆さんですとか保護者ですとか、あともちろん当事者である子供たちですよね、児童・生徒含めて、本当にみんなでどうしたらなくせるかということを知恵を出し合っていく、思いを出し合っていくということが私は条例制定においても不可欠だというふうに思います。

今回のこの策定、条例案つくっていただく際に、市内の学校で働く教職員の皆さんですとか保護者の方、子供たち、当事者から意見をどの程度聞き取りをしているのか、その点について伺います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 条例制定に向けて学校の教員、保護者または児童の意見を求めたかといった御意見、御質疑だったかというふうに思います。

本条例の策定に向けましては、平成31年度の施政方針での表明、市議会全員協議会での条例骨子の説明後に市民等を対象としたパブリックコメントを実施し、今議会で議案を提出させていただきました。

学校の教職員におきましては、今申し上げたそれぞれの手続の前後におきまして、校長会を通してその内容等を説明し、理解を図ってまいりました。

また、保護者のみを対象としておりませんが、意見を広く市民から求め、対象としたパブリックコメントを

実施し、意見を求めてまいりました。

児童・生徒に関しましては、例えば連合生徒会であるとか、いじめ防止のためのシンポジウム、こういったところで児童・生徒の声を捉えていたところがございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） パブリックコメントと市民にもある程度この条例案に対して意見は聞かれたということでは理解をしたんですけど、パブリックコメントも拝見させていただいたんですけども、やっぱり条例を策定する過程において、いじめをなくすために日々子供たちとかかわってる先生方であるとか、やっぱり当事者ですよ、子供たちの声を聞いてほしい、保護者の声も聞いてほしいし、そういう思いとか意見を集める中で、そういう検討過程も条例をつくる上で財産になると思いますし、ただいじめがだめだというふうに上から押しつけるような形にするんじゃないかと、子供たちもいじめがだめだということはわかっていると思うので、保護者もだめだということはわかっていると思うので、どうやったらなくせるのかというふうなそういうつくり方を、当事者の声を生かした条例であるべきだというふうに思います。

先ほど他の委員からもありましたけれども、やっぱり子供の人権を守る、子供の権利を生かすということをしちんとこの条例の中にもまず最初に、やっぱり子供には安心して生きる権利があるということをし、だからほかの人の権利も侵しちゃいけないんだよと、そこをし、人権ということをし本当に条例の中に私は大きく、最初にそれが一番わかるように明記する必要があるのではと思うんですけども、その点について御認識を伺います。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 子供の人権を守るという、この大きな目的については恐らく共有ができてるのかなというふうに思っております。

この条例につきましては、先ほどの他の委員への御説明でもありましたとおり、今回の条例の趣旨自体に人権を守るという趣旨が含まれているという認識を持っております。それを実現するための具体的な方策を大きな柱として本条例の中身を構築してまいったという視点でございますので、人権を守るというところについては、この条例の本文の中にも十分含まれているのではないかとこの認識を持っております。

以上であります。

○委員（上林真佐恵君） 先ほどの御答弁の中でも権利条約との関連で、いじめ条例にもその理念が踏襲されるということは理解しました。

ただ、ちょっと私、一番問題だと思ってるのは、子供の権利ということと大きく矛盾してるんじゃないかというところは、第3条の2の基本理念ということですね。子供がいじめを行わず、いじめを知らながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行わなければならないということですか、また第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」というふうに、禁止というふうにされてます。

また、第8条では、保護者に対して規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うように努めるものというふうにされてます。

こうした責務を負わせるということが私は子供の権利とは矛盾してると思いますし、やっぱり責務を負わせることではなくて、なぜだめなのかという、やっぱりだめだということはわかっていると思いますので、でもそれでもならないというのがやっぱりいじめの私は現状だと思いますので、それを理解させるということが大事なんではないか、それが人権教育なんじゃないかなというふうに思います。

こうした、なぜだめなのかというんじゃないかと、なぜだめなのかということをし子供が自分たちが人権という

ものを理解するというふうな、そういう条例にしてほしかったなというふうに思うんですけども、そういう検討をされたのかどうかという点について、もう一度伺います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 本条例第4条にございます、「児童等は、いじめを行ってはならない。」ということについてでありますけれども、これは単にいじめを禁止するというものではなくて、本条例の第3条第2項において、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを行わず、いじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に、自分たちがみずから考えて行動できるように対策をしていくということ、学校、教育委員会、市、保護者が責務を持って対策をしていくといったことを基本理念として示しているものであります。そのためにも、第4条のいじめの禁止は必要な規定であるというふうに認識しているところであります。

以上でございます。

○**委員（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

いじめは被害を受ける子もいれば、加害をする子もいるわけで、加害してしまった児童に対してどういったことを行っていくのかということも、そういうことが余りこの条例の中から見えてこないんですけども、その点に対してどういうふうに考えているのか教えていただければと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** そうした被害児童にどのように対応していくか、または加害児童等にどのように対応していくかの具体的な……加害のほうのみで。それも含めて具体的な取り組みについては、今後本条例に基づいて策定することになります基本方針のほうで具体的に明記していきたいと考えております。

以上でございます。

○**委員（上林真佐恵君）** 加害してしまった、いじめてしまった子に対しては、やっぱりいじめというのは人権侵害であって暴力であるということをきちんと、ただいじめだからだめなんだということじゃなくて、本当に心から理解させて、それを反省する気持ちを持たせて、また加害しちゃう子というのは何か問題を抱えてる子だというふうに私は、抱えている場合が多いんじゃないかなというふうに、何も理由なく人を傷つける人はいないんじゃないかなというふうにやっぱり思いますので、何か家庭であったり、自分の中に何かすごく大きなストレスだとか何か抱えてるんじゃないかなというふうに思いますので、そうしたところにも向き合うということが大事だと思うんですね。

二度といじめをしないように、その人が本当に人として立ち直るというまでケアを行うということが必要だと思うんですけども、その点について御認識を伺いたいと思います。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 本年度から策定しております第二次学校教育振興基本計画の中に、計画の強調点である豊かな人間性の施策目標を、人権教育を基本に据え、教職員や児童・生徒一人一人に人権教育の精神を涵養するとしております。

具体的には、学校において人権教育を推進するとともに、教職員の人権感覚を磨き、いじめの未然防止、早期発見、早期解決の取り組みを市、学校が計画的に実施すると、そのように明記しております。

ただいまの委員のお話の中で、被害者も加害者も含めた中で人権を尊重した教育を推進していくという中で解決、取り組んでいくということを計画にも明記しておりますので、この計画に沿って推進していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○**委員（上林真佐恵君）** わかりました。

人権教育は本当に大切だと思いますので、そちらはぜひ進めていきたいと思うことと、やっぱりそういう理念をこの条例の中にもきちんとわかるようにしていただきたいというのは改めて要望します。

それから、いじめが発生した場合に、特に重大事案ということで先ほども御答弁ありましたけれども、そうなったときに当事者、保護者は何が子供に起こったのかというのをやっぱり知りたいというふうに思いますし、知る権利があると思います。

全国のいじめのそうした、特にやっぱり重大事件では、なかなかその真実がわからないということで裁判を起こしたりとか、そういうケースに発展してしまうこともあるわけで、当事者、特に被害者ですね、知る権利を保障するということは大事なことだと思うんですけども、その点は条例のどの部分で保障されているのか伺います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 保護者に対する調査結果に関する情報提供についてでありますけれども、本条例では規定してございませんが、いじめ防止対策推進法に規定してございまして、第28条第2項に規定されております。

教育委員会または学校は、重大事態に係る事実関係を明確にする調査を行ったときには、法律上の義務として調査により明らかになった事実関係について、適時適切な方法で被害の児童・生徒やその保護者に報告、説明しなければならないということになっております。

これらの情報提供に当たっては、他の子供の、児童・生徒のプライバシーの保護等にも配慮しつつ、可能な限りの報告、説明を行い、被害の子供やその保護者から調査結果に対して理解を得られるように努めていくこととなっております。

以上でございます。

○**委員（上林真佐恵君）** この点については、やっぱりしっかり条例上でも規定していただきたいというふうに思います。

それから、第10条のところに連携する機関ということで学校、教育委員会、小平児童相談所、東大和警察署ということであるんですけども、警察の介入については市民の方からは懸念する声もありまして、もちろんいじめとはいっても犯罪ということであれば被害届出して、適切に警察に行くということももちろんあるわけですけども、やっぱり過度に警察が介入することについて、市民の方からは懸念する声も聞かれるわけですけども、警察との関係性というんですかね、その点についてももう少し詳しく教えていただければと思います。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 警察との関係性というところの御質疑だというふうに思っておりますけれども、いじめ問題対策連絡協議会の取り扱う内容としまして、関係機関の連携という部分が主たる内容となっております。

つきましては、今委員からもありましたとおり、重大事態等も含めて必要な情報を互いに共有し合うというところが趣旨になっておりますので、この連携という部分に重きを置いていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○**委員（上林真佐恵君）** わかりました。

最後に、いじめをどうしたらなくせるのかということを考えてときに、私は教員の皆さん、本当に今大変な働かせ方をされていると、子供に向き合う時間がないというようなこともよく聞かれます。こういう教員の皆さんの労働環境を改善していくということ、抜本的に教員をふやすということですか、少人数学級を実現するということですか、また国連からも子どもの権利委員会ですかね——の指摘を日本はされてますけれど

も、日本はすごく競争的な教育があると、管理的な教育があるということを指摘されてるわけですが、こういう子供を取り巻く、学校を取り巻く環境を本当に改善していくことというのが私はいじめの根本的な解決につながるのではないかなと思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 学校の教員の労働環境という視点におきましては、今回のいじめもちろん含んではおりますけれども、あらゆる部分に波及、影響が出る内容だろうというふうに思っております。

そういった意味におきましては、先般当市における教員の働き方の改善計画も作成をいたしましたので、この策定計画に基づきながら教員の労働環境、教員が本来当たるべき仕事に注視できるような環境というのは教育委員会としてできる取り組みからきちんとやってまいりたいというふうに考えております。

お話のあった、例えば教員の増員等につきましても、これまでどおり市長会、教育長会等を通じて要請をしましてまいりたいと考えております。

以上であります。

○**委員（大川 元君）** そうしたら、何点かお伺いさせていただきます。

今までの議論を聞いてて、私がちょっと感じたところは、今子供たちが学校生活であったりとか日常生活において深刻な悩みを抱えてるときというのは、周りに伝えると周りが心配してしまうので、大体ツイッターの鍵アカウント、特定の人間しか見れないところでつぶやいたりであったりとか、あと匿名掲示板など、そういったところで自分の実名が出ないような感じで過激な内容、要するに自殺するであったり、今いじめられてるから、いじめてるやつらはあしたぶっ殺してやるみたいなことを書き込むという傾向があるということも私もちょっと調べたんですけども、そういった深刻な事案というのは、ただ片面においては子供のプライバシーにもかかわってくるものであって、むやみやたらにそういった深刻な書き込みがあるからといって踏み込んでいっていいものかという議論はあるんですけども、ただそれを実態を把握しなければ自殺であったりとか、子供が子供を刺すという事案については防ぎようがないわけなので、その点についてはどう考えておられるかについてちょっとお聞かせください。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 今御指摘がありましたとおり、児童・生徒の相談しやすさということでいますと、SNSの相談窓口といったことが大変効果的だということでも認識してございます。そういった活用も今後基本方針等を策定する中で検討していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○**委員（大川 元君）** あともう1点なんですけど、周りとの連携がすごい重要だというふうに思うのは、例えば自殺スポットで、こう言っちゃなんですけど、匿名掲示板で14階以上のマンションで、オートロックマンションじゃなくて上がっていきたくて確実に自殺できるポイントとかというのが書き込まれてたりするんですよ。

それで、自殺する方というのは大体そういった書き込みを見て自殺しやすい場所で自殺されるということもあるんで、その近所に住む方に不審な方が、悩みで深刻そうな児童が例えば上ってきたとかという情報があったとしたら通報してもらおうであったりとか、あと危険物、包丁を小学生が例えば親に買ってと言われてたといってお使いで来たといってお買ったときに、小学生が包丁を買ってきましたということをちゃんときちんと連絡してもらおうとか、そういった市民の方の協力が必要だと思うんですけど、その点についてはどう考えられますか。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 大変スポット的なお話というふうなところもあるとは思いますが、市民の方、あるいは地域の方とやっぱり連携をするという視点は大変重要であるというふうに思っております。

そのために今回の条例において、社会総がかりでいじめ防止に取り組んでいくという視点は盛り込んでいると考えております。

具体的な市民等との連携というところについて考えていくと、一つの事案についての方策というのは考えられても、さまざまなケースというのが想定されるわけで、全てのケースを想定して対策を練るというのは、なかなか現実として、また現状としては厳しいものがあるなどというふうに考えております。

したがって、このあり方については、今後情報収集等も行いながら考えていかなければいけない検討事案であろうとは認識をしている状況であります。

以上です。

○委員（大川 元君） そうしますと、具体的には以前から木戸岡委員のほうが発言されてる監視カメラの市内の充実ですよね、そういう危険と思われるスポットに優先的に監視カメラを配置して、児童がそういったところに来てないかについて情報を集めるだったりとかということで、そういったインフラの整備みたいなのは考えられてるのかについてお聞かせください。（「防犯カメラね」と呼ぶ者あり）防犯カメラです、済みません。

○学校教育部長（田村美砂君） 防犯カメラにつきましては、これまでも設置をしておりますし、今後また必要な箇所があるようなことがあれば、また検討していくということでは考えております。

ただいまのそういった自殺をしやすい場所ですとか、そういうところにそういうカメラとかという、そういうことでの話かと思えますけれども、それぞれの学校で、例えば青少年対策地区委員会ですとか、例えば自治会ですとか、いろいろ地域の方とつながりが学校にはあるかと思えます。そういった地域の方の、保護者はもちろんですけれども、そういった方のお力添えもいただきながら、そういったものに頼るのもまた一つの方法ですけれども、やっぱりいろんな方の地域を取り入れながら、いじめ、お子さんのそういった自殺ですとか、そういったことから防いでいくのが一番重要なかなと思っております。

以上です。

○委員（大川 元君） 最後に、先ほど上林委員のほうからも言われましたけど、いじめる側のケアなんですけれども、いじめる側も勉強やスポーツで自分自身が思うように、いろんなことの成績が出ないだったりとかそういうことで悩みがあって、そのストレスからいじめる傾向があるということで、子供たちというのは人格がまだしっかりと形成されてない部分というのがありますので、やはりその子が同じような状況になったとしたら同じようないじめる場合というのもあるとあって、それというのは本人の、こう言うのはなんですけど、責任であるかといったら、その部分については周りもそういうことに気がついて未然に防ぐという部分もやっぱり必要で、指導していくであったりとか。

なんで、いじめる子の特性であったりとかパターン、どういった状況になったらいじめるかというところを周りのほうでも把握した上で、そういった状況になってたとしたら気をつけていくということも必要になってくると思うんですけど、その特性とパターンを関係者で共有していくということも必要だと思うんですけど、その点についてはどうですかね。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 子供たち一人一人の特性を把握をするという、理解をし把握をするということにつきましては、学校の教員で、学校側で十分今現在も取り組みを進めているところであるというふうに認識をしております。

いじめという部分につきましては、例えば加害側のケースでいきますと、例えばいたずらですとかいうようなところから、でも被害側にとってはいじめと受け取るケースも出てくるということがございます。

したがって、いじめと認知するケースにおいても、いじめる側の行動パターンというのは、本当に意図的なものもあれば、もしかしたらそうではないところもあるということで、大変多様なケースが想定されるということがございますので、これを分類整理をするというのはなかなか厳しいところはあるかなと思います。

ただ、冒頭にお話をさせていただいたとおり、一人一人の特性については、これは学校側も十分把握をするよう努めておりますので、それに基づいた、個に応じた支援というところで、一人一人子供たちに働きかけをしたり、また周りの子供たちとも、どうしたらよいのかと一緒に相談をしながら、そういったいじめ等が繰り返されないような指導、環境をつくっていきたくて考えております。

以上です。

○委員長（実川圭子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 東大和市いじめ防止対策推進条例に反対の立場で討論をいたします。

初めに、いじめ防止についての日本共産党の基本的な考え方を述べさせていただきます。

日本共産党は、2012年に、いじめのない学校と社会をと題し、いじめを防止するための取り組みとして、いじめは人権侵害であるということ、憲法と子どもの権利条約を踏まえて子供はいじめられずに安全に生きる権利を持っていること、学校及び教育委員会を初めとする行政の子供に対する安全配慮義務を明確にすること、教育の自主性を大切にしながら子供の命最優先でいじめに機敏に集団的に対応すること、いじめる子供への対応の基本を、いじめをしなくなり人間的に立ち直るための徹底的な措置とケアをすること、隠蔽を根絶するために被害者、遺族等の真相を知る権利を保障すること、いじめ被害者に対する医療、教育のための予算措置を行うこと、35人学級の完成や教員の増員など行政に教育諸条件の整備を義務づけること、重大ないじめのケースに対応する国レベルのいじめ防止センター等を設置することを提案しました。

ことしの市議会第1回定例会における代表質問でも、本市議団は、いじめ防止条例の制定に当たっては、この提案に基づき子供の権利を守ることを基本理念とし、条例で子供に命令をしたり義務を課したりするものであってはならないこと、当事者や関係者から意見を聞き、広い視野を持って取り組むべきだと要望しました。

しかし、本条例案は、現場の先生方や保護者、児童からの丁寧な意見の聞き取りを行うことなく拙速につくられたと言わざるを得ません。いじめをなくすためには、日々児童・生徒とかかわっている現場の先生方を**はじめ**、保護者や子供たちの意見や思い、知恵を集めて、どうすればいじめをなくせるのか、その声を反映させた条例をつくることが大切であると考えます。

第3条の2では、基本理念として、児童がいじめを行わず、いじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを目指して行わなければならないとされており、第4条では、児童等はいじめを行ってはならないとされています。

また、第8条では、保護者に対して規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めるものとするされています。

しかし、大切なのは、こうした責務を子供と保護者に負わせることではなく、子供が自分には誰からもいじめられず、安心して生きる権利があること、そしてその権利はほかの子も持っているから侵害してはいけないということを心から理解することではないでしょうか。そして、その権利を保障することこそ条例で定めるべきことだと考えます。

いじめを受けた子供やその保護者の真相を知る権利を保障することも重要です。重大な事態が起こった場合、事実関係の調査結果は被害者やその保護者に原則公開することを条例においても明確にするべきだと考えます。

行政に求められるのは、子供や保護者に責務を負わせることではなく、いじめが起こらないよう環境整備を進めることではないでしょうか。

国連子どもの権利委員会は、日本の教育システムが過度に競争的であり、子供から遊ぶ時間や休息する時間などを奪い、子供に大きなストレスを与えていること、また競争的な学校環境がいじめや不登校、自殺を助長している可能性があるとして指摘をしています。

教員の働かされ方がいまだに深刻な問題となっています。先生たちからは、一人一人の子供に向き合う時間がとれないという声がたびたび聞かれます。

いじめをなくすためには、競争的な教育や管理教育を改め、多忙過ぎる教員が子供たちとじっくり向き合い、信頼関係をつくることのできるよう、教員の増員や少人数学級を初めとした教育環境を整備することこそ必要です。

以上、本条例に対する問題点の指摘と提案をいたしまして、反対討論を終わります。

○委員長（実川圭子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第60号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（実川圭子君） 起立多数。よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時25分 休憩

---

午前10時33分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（実川圭子君） 次に、元第5号陳情 子ども権利条例にかかわる陳情、本件を議題に供します。  
朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 元第5号陳情 子ども権利条例にかかわる陳情

〔朗 読〕

○委員長（実川圭子君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） 元第5号陳情 子どもの権利条例にかかわる陳情についてでありますけれども、私ども公明党は以前から、子どもの権利条例については日本一子育てしやすいまちづくりを前に進めていくための条例制定を強く望んでおります。

この陳情は、子どもの権利条例の制定に向けた検討委員会の設置を求めている、趣旨は理解はできますけれども、現在市として市制50周年に向け、東大和市子ども・子育て憲章について素案ができ進めているところがあります。

また、当委員会においても「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて、所管事務調査を行っている段階で、条例に向けた検討委員会を立ち上げることは、私は時期尚早と考えております。今後所管事務調査も含めて他市の事例等も検証しながら、日本一子育てしやすいまちづくりにふさわしい条例制定に向けた検討をしていく必要が私はあると考えております。

○委員長（実川圭子君） 御意見でよろしいでしょうか。

○委員（木戸岡秀彦君） はい。後ほど、済みません。

○委員（森田博之君） この子どもの権利条例にかかわる陳情でございますが、国連の子ども権利条約から発端としてというふうに思っておりますが、この国連の子ども権利条約について市はどのように捉えているのか、お聞かせください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） まず、国連の子ども権利条約についてでございますが、ことは子どもの権利条約が国連で採択されて30年、我が国が条約を批准して25年の節目の年ということでございます。

この条約では、子供に関するあらゆる措置について、子供の最善の利益を最も考慮し、子供に影響が及ぶ全ての事柄について子供の意見を聞き尊重することを求め、子供の基本的人権を国際的に保障するものとされており、また、この条約では、子供が健康に生まれ成長し生きる権利、教育を受ける権利、暴力や搾取から守られる権利、意見を表明する権利などが定められております。

市といたしましては、この条約の理念及び児童福祉法の理念に沿い、東大和市におけます子供たちの最善の利益の実現を目指して、このたび東大和市子ども・子育て憲章を策定するに至ったものでございます。特に今回、子ども・大人会議やアンケートなどにおきまして、子供たちの意見を聞くということを憲章の策定過程の中心に置きまして取り組みを進めてきたものでございます。

以上でございます。

○委員（森田博之君） ありがとうございます。

市として、子供の権利については市の考えはどのような考えでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） ただいま御説明いたしました国連の子ども権利条約、児童の権利に関する条約の精神にのっとりまして、平成28年には児童福祉法が改正されており、児童が権利の主体であることなどがこの児童福祉法の理念として明確化されております。

市におきましても、これらの理念のもとに子供たちの最善の利益が実現される社会を目指すことと基本として、これまでも子ども・子育て支援施策をさまざま推進してまいりました。

先ほども御説明いたしましたけれども、先般御説明いたしました東大和市子どもと大人のやくそく（東大和

市子ども・子育て憲章)や、先般御説明いたしました東大和市子ども・子育て未来プランにおきましても、これらの考え方を十分に取り入れており、今後も引き続き、子供たちの最善の利益の実現を目指した施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員(森田博之君) ありがとうございます。

市は、今子ども・子育て憲章に向けて取り組んでいらっしゃるということですが、憲章と条例についての市の考え方を改めて聞かせていただきたい。お願いいたします。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) これまでも議会等の御説明の中で何度かほかの議員の方に御説明をさせていただいてるところでございますが、憲章につきましては、形式や表現に市の特徴を生かすことができ、声に出して唱えられ、明るく親しみやすく行動に結びつくイメージが喚起できるものと考えております。また、長い間、時代を超えて掲げていくものであり、市民一人一人の皆様に憲章の文言について、賛同や共感をいただき、心に刻んでいただくとともに、御自分にできることを実践していただくことが可能になるものと考えております。

条例につきましては、市の最高規範となる法規であり、制度や仕組み、市民の責務などの規定や規則、罰則などの強制力を持つ法的実効性があるものでございます。

なお、規則、罰則などの規定をしない場合には、理念などが条例化されるものでございます。

また、このような理念的な条例につきましては、公共政策の研究者によりましては、他の自治体の条例を模倣や相互参照により策定することができるものであるが、その地域独自の実情や獨創性、オリジナリティー、住民の意思を十分に反映していることが立法事実として求められると論じられているところでございます。

以上でございます。

○委員(森田博之君) 憲章と条例についての違いがよくわかりました。ありがとうございます。

現在近隣、多摩26市ぐらいで結構なんですけども、おける子供関連の条例制定の状況、憲章の制定状況などの動向を市が把握していましたら説明してください。また、それについて市の考え方はどうなのか、同じく教えてください。よろしく申し上げます。

○子育て支援部副参事(榎本 豊君) 多摩26市の状況につきましては、本年8月に八王子市が行った調査の結果がございまして、8月現在子供関連の憲章を制定している市は、三鷹市、町田市の2つの市でございまして、条例を制定している市は、小金井市、日野市、西東京市、調布市の4市で、国立市は現在検討中ということでございまして。

このほか憲章も条例も制定していない市におきましては、国分寺市が過去に市議会で否決となり未制定、市民憲章やその他の条例等の規定で包含されていると考えているため検討していないといった回答結果でございました。

これらの状況から、各市におきましては、それぞれの市の実情や住民の意向等が十分に反映された上で、自分たちの自治体にとって真に必要なものかどうかという議論等を経まして、憲章や条例の制定、あるいは制定しないという結果に至っているものと考えております。

私からは以上です。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) 以上の副参事からの説明のとおり、他市の状況は今御説明したとおりでございますが、こういったことも鑑みまして、当市におきましては子ども・子育て支援に関する理念や行動規範に

つきまして、子供から大人の皆様まで市民の皆様に簡潔にわかりやすく、覚えやすく、理解しやすく、能動的に自分たちが取り組んでいこうと思えるような文言にできる憲章という形に、形式として、市制50周年という節目に制定していくことでこれまでも取り組んできたものでございます。

以上でございます。

○委員（森田博之君） 市としましては、検討委員会の立ち上げについてどのようなお考えなのでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先般御説明いたしました東大和市子ども・子育て憲章の策定経過におきましては、子供たちや大人の皆様の参画を得て話し合いが積み重ねられ、ここまでつくり上げてきたものでございます。

先般の全員協議会でもお答えさせていただきましたが、大人側の文章を考えていく検討の過程の中では、大人の方々から、お一人お一人の価値観に基づくさまざまな御意見が出されました。そこから市民の皆様、多様な世代から成る大人の皆様に賛同や共感をしていただき、行動意欲の醸成が図られるような文言にしていくにはどうしたらよいかといった視点で、参画していただきました皆様の合意のもとにつくり上げてきたものでございます。

このような経過を経て、現在憲章の制定に向け事務を進め、来年度の市制50周年記念式典での発表などを検討しているところでありますことから、条例に関する検討委員会につきましては考えてございません。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） それでは、何点か質疑させていただきます。

子どもの権利条例については、私も昨年の第3回定例会で、ぜひ東大和市でもつくる必要があるんじゃないかということで要望をしております。その後の検討状況、今御答弁あったとおりに思うんですけども、今部長からも、当市でいろいろな子育て施策行うときに子どもの権利条約の理念に基づいて子供の最善の利益、保障するためにやっているというような御答弁ありました。

私、これまで一般質問でいろいろさまざまな角度から子供の最善の利益ということで、学童にしろ保育にしろいろいろ質問してますけれども、その中でも一貫してこの子どもの権利条約の理念に基づいてるという御答弁はあったというふうに私は思ってます。

であるからこそ、やっぱりそれを条例としてきちんとこの東大和市で制定するっていう必要があるんじゃないかと思うんですけども、その点について御認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほど来御説明させていただいておりますけれども、市といたしましてはこれまで、日本一子育てしやすいまちづくりの一層の推進を目的といたしまして、子ども・子育てに関する理念等も含めて子供の最善の利益を図るためのそういった理念等の明文化につきましても検討してまいりました。

その結果、先ほども御説明いたしましたけれども、市と市民の皆様が一体となって子ども・子育てについての理念やビジョンを共有するためには、やはり内容がわかりやすく、市民の皆様に愛着を持って心に刻んでいただけるような形式のものが最もふさわしいと考えております。

そこで、やはり難しい条文形式の条例ではなく、憲章という形で制定したいと考えておまして、先ほど来御説明させていただいておりますとおり、来年の市制50周年に向けて発表をさせていただくということで、現在検討を進めているというところでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 子育て憲章とこの条例とどっちかじゃなくてはいけないということではないと思いま

す。子育て憲章という形でわかりやすいというもの、それはそれで一つのあれですし、一つの東大和市の理念わかってもらおう上で、それは有効だと思いますし、ただそれとは別に条例をつくるということは何の別に矛盾しないことだというふうに私は思います。

子ども条例も、我々も厚生文教委員会でいろいろ視察、伺わせていただきましたけど、条例といっても子供がわかりやすいような書き方、工夫してやってるような条例もありますし、決して条例だからといって、ふだん我々が目にしてる条例のように難しい文章ではなく、子供でもわかりやすいようにつくるってこと、それこそ先ほど御答弁ありましたけど、独創性、オリジナリティーをもってそうしたものをつくるということは十分に可能ではないかというふうに思うんですが、その点について再度御認識を伺います。

○副市長（小島昇公君） 条例についてということで、議会におきましても他の議員さんから何度か御意見をいただいております。その中で市長も答弁させていただいておりますが、来年に向けまして東大和市の子ども・子育て憲章を今は全力を挙げてつくっていくと。その憲章に基づいて、日本一子育てしやすいまちづくりに寄与する、どういう施策で子供たちのためにするかというのが今肝要だと思っております。

ですから、それをやった中でさらに必要ということであれば、そのときはまた検討するというところでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 必要ということであれば検討していただけるということですので、ぜひお願いしたいと思います。

ちょっとこれ、いじめ条例のほうのパブリックコメントですけれども、子どもの権利条例、子どもの防止条例などつくって検討されたいというような御意見ありまして、その答えとして、子供の権利についても重要な課題であると認識しているってということで書かれてますので、その点についてはそういうふうに重要な課題として認識されてるんじゃないかなというふうに理解しますけれども、その点、改めて確認をさせていただきます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先般、憲章については全員協議会で御説明させていただいておりますが、子供のほうの文言には、子供たちが御自分たちで発案をしていただいて言葉にいただいた文言があります。

「いじめはしません させません 困ったときはすぐに相談します」こういったところで、この憲章が基盤となりまして、先ほど学校教育部のほうで説明をさせていただいてるいじめの条例などのところにもこういったところの子供たちの思い、そういったものがあって、それで条例などについて、それから今後策定されるとされております方針、そういったところに反映されていくものでないかなというように考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） せっかく今子育て憲章ということで、そういう子供も含めた会議をするって、そういう枠組みもできて、先ほど副市長、今後必要であればそういうことを検討されるってことも御答弁されました。

今回の陳情は、今すぐ制定に向けて検討委員会を設置、働きかけてほしいということで、今せっかくできたこの子育て憲章のこの会議の、そういう枠組みを使って、せっかくできたのでそういうものを生かして、それじゃ子供の人権、本当に権利、どういうふうに条例にしていこうっていう、そういうふうに検討委員会、検討していくっていう、そういう形にしていこうっていうことも可能なんじゃないかと思うんですけれども、その点について御認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） この憲章の案につきましては、全員協議会で何度も御説明させていただいておりますけれども、会議に参加された子供たち31人、それから大人の皆さん、それからさまざま意見を寄せて

いただきました教育委員会や青少対、民生児童委員などの皆様の御意見と合意によってここまで取りまとめられてきたものでございます。

そういった皆さんの気持ち、賛同とか同意とか気持ちの醸成があつてここまでつくり上げられてきて、その上でまた何で条例つていうところになったときに、その部分が今まで頑張つてこられた方々の思いとかそういうものがどうなっていくのかなということ非常に私どもとしては、その部分については非常に疑問が残るところでございます。

市といたしましては、先ほど来御説明させていただいておりますけれども、やはり憲章をまず基盤として心に刻んでいただき、憲章の文言をお一人お一人が御自分に刻んで、心に刻んで、何か一つでもそうだよなと思つて何かやつていただく。特に大人の人の部分の文言についてが重要だと考えております。

そういったところを踏まえて、この憲章を基盤としてこれから策定いたします東大和市子ども・子育て未来プランでは、具体的な施策や事業を明示して子ども・子育て支援施策を包括的、重層的に推進していくことを考えておりますので、そういったところでさまざまな子ども・子育て支援というものが進んでいくものと考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 子育て憲章にかかわる皆さん、集まつて努力をされてということは十分理解してまして、これで憲章ができて、じゃその後、条例つてなつたときに、別にそこは矛盾しないというか、別にそうなつたからといって今まで子育て憲章をつくるために努力されてきたことが無駄になるわけでは全然ないと思つるので、別にそこは憲章もあつて条例もあつてということでもいいと思つるんですね。この後条例をつくらうつてなつたときに、子育て憲章のためにやつてきたことが無駄になるってことには全くならないと思つるので、それは本当に別建てとしてやつていただければいいんじゃないかなというふうに思つます。

これは意見です。

○委員長（実川圭子君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（中村庄一郎君） 今までの質疑等々もお聞かせいただきまして、答弁などもした上で、全員協議会での市の説明を聞かせていただきました。また、本日の委員会の中でもさまざまな質問に対する市側の答弁を踏まえて、憲章の案をつくり上げるまでには非常に会議に参加された子どもや大人の皆さん、また意見を寄せていただいた教育委員や青少対の委員の皆さんの御意見の合意によってここまで取りまとめられてきたものということがよく理解できました。

この陳情における条例制定に向けての検討委員会については、ある意味では、せつかくこれまで憲章の策定に当たつて参画されてた子供たちや、あと市民の方々の憲章への思い、こういうことがかなり強いと思つるんですね。これらの憲章を盛り上げていこうという意欲などがあつて、せつかくここまで盛り上げてきたのに、逆に条例のこのことについて、もしかしたら損ないかねないかなと。ましてこれから憲章をつくるんだということでもありますので、今回の検討委員会につきましては時期尚早ではないかというふうに思つます。

まずは、憲章の制定、こちらの、その後市民の皆様への広まりなどが、あとは影響や効果などをしっかりと踏まえていくべきじゃないかなというふうに思います。そういうことを考えた今の時点では時期尚早ではないかというふうに思われますので、今回の陳情については反対ということで。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 私は、先ほども申し上げましたけど、この憲章と条例が反するものではないですし、今せっかく憲章をつくるってことで機運が市民の中にも参加した子供たちの中でも理念というものが、機運が醸成してきているのであれば、やっぱりせっかくなのでそれを生かして、じゃ子ども条例どうするっていう、検討委員会を、今すぐ制定してっていうことではないですし、私、子ども条例つくるとなればやっぱりすぐ時間必要だと思うんですね。逆に短い時間でぱぱとつくるものではなくて、全国見ますと、市によっては本当に何年もかけて子供たちからたくさん意見を集めてつくってるという、そういう事例もあるわけで、やっぱりここを出発点としてじっくり市民参加のもとに子供たちにも参加してもらって、どういうふうにしたらいいかっていう。

せっかくこれまでの御答弁で、東大和市が子どもの権利条約の理念に基づいてやってるっていうこと、本当に何度も私、確認させていただいておりますので、せっかくその思いをやっぱり形にするっていう。また、この条約をきちんと条例にして東大和市の中にこの子どもの権利条約の理念をいき渡らせるというんですかね、そういうことが必要じゃないかというふうに思いますので、子ども憲章と全く矛盾するものではないので、次のステップって言ったらおかしいかもしれないですけど、別建てとして進めていくっていうことは非常にいいことだなというふうに思います。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） 先ほど意見として述べさせていただきましたけども、やはり今現在市としては子ども・子育て憲章ということで進めて、さまざまな人から意見を聞いてでき上がったところです。

現在こういう形で進めていく中で、私ども公明党としても、先ほど述べましたけれども、子ども条例についてはやはり日本一子育てしやすいまちっていうのを前進していかせるために条例制定を望んでいますけれども、今回のこの陳情については、権利条例の制定に向けた検討委員会の設置ということですけども、やはり今この厚生文教委員会でも所管事務調査で、子どものこころといのちを守る取り組みということで今進めている段階です。そういう段階であり、現在の検討委員会、条例について検討委員会を立ち上げるっていうことは現段階では必要ではないかなと私は思います。

しかしながら、今後やはり所管事務調査を含めてさまざまな事例等も検証して、日本一子育てしやすいまちづくりにやはりふさわしい条例制定に向けた検討も必要ではないかと思えます。

よって、今回の検討委員会についてはやはり時期が逸していると思えます。

○委員長（実川圭子君） よろしいですか。

自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 元第5号陳情 子どもの権利条例にかかわる陳情に賛成の立場で討論いたします。

ことは国連で子どもの権利条約が採択されてから30年、日本が94年に批准してから25年になりました。子

どもの権利条約は、子供を人権を持つ独立した人格として尊重するとともに、その成長、発達に必要なものが保障されなければならないという理念のもとにつくられました。子供にかかわる全てのことについて、子供の最善の利益が考慮されなければならないとしています。

しかし、日本の子供たちの状況を見れば、虐待やいじめ、人権を侵害する校則や体罰など、最善の利益どころか生命さえ奪われるような事件が後を絶ちません。また、過度な競争教育、管理教育によって子供たちの自由な時間や休む時間が奪われ、子供たちが強いストレスにさらされていること、それがいじめや不登校、自殺につながっている可能性を国連の子どもの権利委員会からも指摘をされています。

貧困と格差も子供たちを脅かしています。貧困ライン以下で暮らしている子供の割合は7人に1人です。給食のない夏休みにやせてしまう子や、経済的な理由で自由に進学先を選べない子、アルバイトで家族の暮らしを支える子、こうした子供たちに健康で文化的な生活や学ぶ権利をきちんと保障するのは政治の責任だと考えます。

今必要なのは、子どもの権利条約の理念が私たちの住むこの東大和市にも隅々まで行き渡り、全ての子供たちが尊重されるまち、社会をつくることではないでしょうか。そのためには権利条約の理念を具体的に実現する条例の制定が必要であると考えことから、本陳情に賛成し、討論といたします。

○委員長（実川圭子君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

元第5号陳情 子どもの権利条例にかかわる陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（実川圭子君） 起立少数。よって、本件を不採択と決めます。

ここで、説明員退室のため、暫時休憩いたします。

午前11時 3分 休憩

---

午前11時 4分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（実川圭子君） 所管事務調査、「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて、本件を議題に供します。

これまでもこの所管事務調査についてさまざま議論をしまいましたが、今後に向けて、本日は少し皆さんの御意見をいただきたいと思っております。今後調査のテーマとしまして、最初に挙げさせていただいたテーマで、次のテーマは虐待ですとかあと自殺の願望など、子供達の心や命を守る大切な事項となっておりますけれども、その点につきまして調査をするに当たり、どのようなことを調査をしたいのか、幅がちよっと広いので、どういうことを、例えば市長部局にお伺いしたいとか質疑したいとか、そういった内容につきまして

て少し御意見をいただきたいと思います。

どなたからでも構いませんので、よろしくをお願いします。

○委員（森田博之君） 今所管事務調査として市長部局に聞いたりというお話もありましたけど、現場の声を直接聞くことが大事ではないかなというふうに思っております。

先日ハミングホールで行われました養育家庭の事業が、名前はちょっと忘れてしまいましたが、事業がありました。そこではふだん聞けないような現状について、いろいろ里親制度とか、実際の生の声を聞かせていただきました。

やはり現場を知ることが本当に大事じゃないかなというふうに思ってますんで、例えば児童相談所のところに行ってそのお話を聞くとか、現場についてもうちちょっと詳細に聞いたりとかすることが必要ではないかなというふうに私自身は思っております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 私も同じようなことを考えてまして、児童相談所、小平、近いですし、お話を聞けたらいいなというふうなこともちょっと思っていました。ただ、かなり職員さん忙しいということも聞いてますので、どこまで可能かなというところはあるんですけど。

ただ、今伺ったような養育の家庭のことですとか、市内でいろいろ取り組みやっていますので、そういうことでもいいのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（実川圭子君） 児童相談所の視察について、私もちょっと正副でお話をさせていただいて、1月に視察をできたらなというふうに考えていたんですけども、その点について事務局のほうでお答えいただけますでしょうか。

○議会議務局長（鈴木 尚君） 正副委員長のほうから、児童相談所の件、事前に1回伺っておりまして、あとは状況として、上林委員からも出ましたけど、現場が忙しいっていうのも、もちろんそれはそれなんですけども、市の一般事務とかかわりからいきますと、例えば市の担当部、担当課のほうで児童相談所とどんなかわりがあるのかというふうな調査は可能かなと思うんですけども、現場のほうへ直接行くということに関しては、かなりその辺は難しいところがあるのかなという状況は感じております。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） いち早くということで、相談窓口のカードがありますけども、そういった意味では、さまざま相談窓口をしているところの現場をやっぱり一番見たいというのがすごく感じるんですけども、先ほど児童相談所に関しては原則的に難しいということなので、そのような形でしっかり取り組みをしていて、何か成果が上がっているとか、何かそういった事例をやっぱり知りたいんですね。

ただ、やはり先ほど森田委員からありました現場に出向いて確認をするっていうことがすごく大事じゃないかなと。問題は、それに対して現場がどのように対応してもらえるのか、それが一番課題だと思うんですけども、これをどのようにしていくのか、私も今考えあぐねてる場所なんですけども、そういった部分での何か聞き取りとか、そういうことができればいいなとは思っています。

○委員長（実川圭子君） ほかの方。

○委員（木戸岡秀彦君） また、子ども家庭センターとかさまざまな部分でやっていく中で、やっぱり懇談を持ちながらさまざまな意見を聞くとか、そういったことも重要じゃないかなと思います。

○委員長（実川圭子君） ありがとうございます。

ほかの方、いかがですか。

○委員（上林真佐恵君） もし児相に直接行くっていうのが難しいようであれば、元職員の方を例えば呼んで学習会するとか、そういうことっていうのは可能なんですかね。委員会の中で、余りやったことないと思うんで、ちょっとその辺わからないんですけど、現役の方はちょっとやっぱり忙しいということもあるので、そういう現場に長い間携わってきたような方とか、今誰思いついてるわけじゃないんですけど、もしそういう方がいらっしゃったら、そういう方から話を聞くとか、そういうこともできるのかなというふうにちょっと思いました。以上です。

○委員長（実川圭子君） ほかに御意見はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） では、今のところ、現場でどういうことが実際に起きてるかというような声を聞きたいということだと思います。どんなことが可能なのかはちょっとこの場ではまた調べ切れてないので、正副にお任せいただきまして、こういった御意見を参考にして、次回の委員会に向けて調整をしていきたいと思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。

○委員（中村庄一郎君） できれば正副のところ現場を、例えば我々が委員会として行けて、行くからにはそれなりの効果っていうか、それがなきゃあれなんでそこを少し、行くということは相手側のあれもあるので、幾つかそういうところをピックアップしておいていただいて、それを出してもらうのもいいかなとは思いますが。あとは皆さん、次の委員会までに皆さんのほうからちょっと出していただいてまとめていただければと思いますけど。

○委員長（実川圭子君） ありがとうございます。

それから、次回、虐待に関しましては、市の取り組みですとかそういったところも担当の職員の方を呼んでお伺いするという形に考えているのですが、それは市の取り組みは取り組みでお伺いするというところでよろしいでしょうか。それと現場の声という、両方ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないようなので、そのように調整をさせていただきたいと思います。

ほかになにか御意見などございますでしょうか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） では、お諮りいたします。

所管事務調査、「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについてにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますけれども、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（実川圭子君） これをもって令和元年第9回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前11時13分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 実 川 圭 子